## 4. 工作物責任

土地の**工作物の設置又は保存に瑕疵**があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の**占有者**は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負います。

ただし、**占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたとき**は、**所有者**がその損害を賠償しなければなりません。

⇒　なお、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して**求償権**を行使することができます。

① **一次的責任**は、**占有者**が負います。
（占有者は**過失責任**です。占有者が**損害の発生を防止するのに必要な注意をしたとき**は、占有者はその責任を免れ、**所有者**がその責任を負います。）

↓

② **二次的責任**は、**所有者**が負います。
（所有者は**無過失責任**です。所有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときでも、**所有者はその責任を負います**。）

## 5. 共同不法行為

**数人が共同の不法行為**によって他人に損害を加えたときは、各自が**連帯して**その損害を賠償する責任を負います。

⇒　**不真正連帯債務**です。



宅建渋谷会　　複製・頒布を禁じます